

平成 2 5 年 度 決 算 概 要

千 葉 市

目 次

I	平成 25 年度決算の総括	・ ・ ・ ・	P 1
	1 当初予算の状況	・ ・ ・ ・	P 1
	2 決算の特徴	・ ・ ・ ・	P 2
II	平成 25 年度決算の状況	・ ・ ・ ・	P 3
	1 概況	・ ・ ・ ・	P 3
	2 一般会計	・ ・ ・ ・	P 3
	(1) 歳入	・ ・ ・ ・	P 4
	(2) 歳出	・ ・ ・ ・	P 5
	3 特別会計（歳出決算額）	・ ・ ・ ・	P 7
III	平成 25 年度健全化判断比率等	・ ・ ・ ・	P 8
	1 健全化判断比率	・ ・ ・ ・	P 8
	2 資金不足比率	・ ・ ・ ・	P10
(参考資料)			
	決算における財政指標等	・ ・	P11
	基金残高の状況	・ ・	P11
	市債残高	・ ・	P11
	市税等の収納状況	・ ・	P12
	債権放棄の状況	・ ・	P13

I 平成 25 年度決算の総括

1 当初予算の状況

(1) 編成方針

- ・ 財政健全化・行政改革に向けた取り組みの推進
財政健全化プラン、行政改革推進プランを着実に推進するとともに、既存の事務事業については徹底した見直しを図る。
- ・ 第 1 次実施計画事業の推進
事業費の精査を行った上で事業の推進を図る。
- ・ 重点施策の推進
市民が生きがいを持って健康で暮らすための施策や、都市の活力を維持・向上させるための施策へ重点的に予算を配分する。

(2) 編成状況

当初予算編成時点においては、約 169 億円の収支不足が見込まれたことから、市税の徴収対策などにより約 47 億円の歳入を確保するとともに、事務事業の見直しなどにより約 50 億円の歳出削減を行い、なお不足する 72 億円については、退職手当債の発行や、市債管理基金からの借り入れなどで対応を図った。

(3) 執行の基本的な考え方

予算の執行段階においては、給与所得の減少等による市税収入の下振れが懸念されたこと、また、国庫補助負担金等について国の予算編成の動向を見極める必要があること等の状況を踏まえ、歳入確保に万全を期すことはもとより、歳出においても公金認識の徹底を図り、最少の経費で最大の効果をあげるよう、効率的な予算執行に努めた。

2 決算の特徴

(1) 実質収支の大きな伸び

市税や株式等譲渡所得割交付金が増収となったことなどから、市債管理基金からの借入に実質的に依存せず、一般会計においては、27 億 84 百万円の実質収支を確保した。

表 1-1 一般会計実質収支の推移 (単位：百万円)

区 分	25 年 度	24 年 度	23 年 度	22 年 度	21 年 度
実 質 収 支	2,784	1,212	1,690	333	718
対前年度増減額	1,572	△ 478	1,357	△ 385	348

表 1-2 市債管理基金借入状況の推移 (単位：百万円)

区 分	25 年 度	24 年 度	23 年 度	22 年 度	21 年 度
借 入 額	2,000	2,000	0	3,000	7,000
償 還 額	2,000	500	0	0	0

(2) 国民健康保険事業特別会計における累積赤字の削減

特別会計では、国民健康保険事業特別会計において、17 億 32 百万円の単年度収支を確保し、3 年連続で単年度収支が黒字となった。その結果、累積赤字は 98 億 94 百万円となり、依然として多額ではあるものの、100 億円を下回ることができた。

表 2 国民健康保険事業特別会計決算の推移 (単位：百万円)

区 分	25 年 度	24 年 度	23 年 度	22 年 度	21 年 度
累 積 赤 字 額	△ 9,894	△ 11,626	△ 11,798	△ 11,952	△ 7,524
単 年 度 収 支	1,732	172	154	△ 4,428	△ 5,675

(3) 将来負担を着実に低減

財政健全化プランに基づき、市債の発行を抑制してきたことなどから、全会計ベースの市債残高において、3 年連続で対前年度比 100 億円以上の削減を達成した。

表 3 市債残高（全会計）の推移 (単位：億円)

区 分	25 年 度	24 年 度	23 年 度	22 年 度	21 年 度
年 度 末 残 高	10,453	10,581	10,685	10,815	10,786
対前年度増減額	△ 128	△ 104	△ 130	29	△ 23

Ⅱ 平成25年度決算の状況

1 概況

表4 会計区分別歳入・歳出決算額及び実質収支 (単位：百万円)

区 分	歳 入	歳 出	形式収支 (差引額)	翌年度へ 繰り越す べき財源	実質収支
一 般 会 計	364,033	360,952	3,081	297	2,784
特 別 会 計 (14 会 計)	324,770	332,872	△ 8,102	1	△ 8,103
企 業 会 計 (3 会 計)	収益的収支	41,686	41,181	505	
	資本的収支	14,666	27,038	△ 12,372	
合 計	745,157	762,044			
《 参 考 》 普 通 会 計	366,467	363,315	3,152	427	2,725

※会計区分毎に表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

※特別会計のうち国民健康保険事業の収支不足(9,894百万円)は、平成26年度からの繰上充用により対応した。

※企業会計の資本的収支の不足額は内部留保資金で補てんした。

2 一般会計

表5 一般会計歳入・歳出決算額及び実質収支(対前年度比較) (単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率(%)
予算現額	389,561	394,292	△ 4,731	△ 1.2
歳入決算額 (A)	364,033	369,149	△ 5,116	△ 1.4
歳出決算額 (B)	360,952	367,366	△ 6,414	△ 1.7
形式収支 (A)-(B)=(C)	3,081	1,783	1,298	72.9
翌年度へ繰り越すべき財源(D)	297	571	△ 274	△ 47.8
実質収支 (C)-(D)	2,784	1,212	1,572	129.6

(1) 歳入

表6 一般会計歳入決算額(対前年度比較)

(単位:百万円)

区 分	平成25年度		平成24年度		増減額	増減率(%)
		構成比(%)		構成比(%)		
自主財源	229,217	63.0	237,771	64.4	△ 8,554	△ 3.6
市 税	172,108	47.3	168,968	45.8	3,140	1.9
諸 収 入	38,450	10.6	49,533	13.4	△ 11,083	△ 22.4
使用料・手数料	7,994	2.2	7,465	2.0	529	7.1
繰 入 金	2,942	0.8	3,185	0.9	△ 243	△ 7.6
そ の 他	7,723	2.1	8,620	2.3	△ 897	△ 10.4
依存財源	134,816	37.0	131,378	35.6	3,438	2.6
国庫支出金	54,558	15.0	50,645	13.7	3,913	7.7
市 債	39,975	11.0	40,429	11.0	△ 454	△ 1.1
県 支 出 金	11,136	3.1	12,194	3.3	△ 1,058	△ 8.7
地方交付税	8,143	2.2	8,499	2.3	△ 356	△ 4.2
株式等譲渡所得割交付金	1,081	0.3	101	0.0	980	965.6
そ の 他	19,923	5.4	19,510	5.3	413	2.1
合 計	364,033	100.0	369,149	100.0	△ 5,116	△ 1.4

〈増減の主な理由〉

単位:百万円、()は対前年度増減額及び増減率

自主財源

◎ 市 税 ※徴収率 94.6%(H24:93.6%)

- ・ 固定資産税 64,435(1,040、 1.6%)
- ・ 個人市民税 64,043(715、 1.1%)
- ・ 法人市民税 18,175(680、 3.9%)
- ・ 市たばこ税 7,590(652、 9.4%)

◎ 諸 収 入

- ・ 中小企業金融対策預託金収入 29,200(△ 9,670)

◎ 使用料及び手数料

- ・ 家庭ごみ処理手数料 488(皆増)

◎ 繰 入 金

- ・ 財政調整基金繰入金 55(△ 957)
- ・ リサイクル等推進基金繰入金 702(623)

依存財源

◎ 国庫支出金

- ・ 地域の元気臨時交付金収入 1,926(皆増)
- ・ 生活保護費収入 24,256(1,601)

◎ 市 債

- ・ 小・中学校校舎買収事業債 451(△ 1,052)
- ・ 臨時財政対策債 21,449(1,645)

◎ 県支出金

- ・ 予防接種事業費収入 18(△ 387)
- ・ 安心こども基金事業費収入 647(△ 340)

(2) 歳出

ア 目的別

表7 一般会計歳出決算額(目的別、対前年度比較)

(単位:百万円)

区 分	平成25年度		平成24年度		増減額	増減率(%)
		構成比(%)		構成比(%)		
民 生 費	128,400	35.6	123,619	33.6	4,781	3.9
公 債 費	55,925	15.5	56,846	15.5	△ 921	△ 1.6
土 木 費	41,688	11.5	40,307	11.0	1,381	3.4
商 工 費	32,280	8.9	41,969	11.4	△ 9,689	△ 23.1
総 務 費	31,082	8.6	29,291	8.0	1,791	6.1
教 育 費	28,380	7.9	29,566	8.0	△ 1,186	△ 4.0
衛 生 費	26,988	7.5	27,416	7.5	△ 428	△ 1.6
消 防 費	10,762	3.0	13,854	3.8	△ 3,092	△ 22.3
諸 支 出 金	2,217	0.6	723	0.2	1,494	206.5
災 害 復 旧 費	-	-	510	0.1	△ 510	皆減
そ の 他	3,230	0.9	3,265	0.9	△ 35	△ 1.1
合 計	360,952	100.0	367,366	100.0	△ 6,414	△ 1.7

〈増減の主な理由〉

単位:百万円、()は対前年度増減額

◎ 民生費

- ・国民健康保険事業特別会計繰出金 8,148(1,747)
- ・生活保護費 32,343(1,739)
- ・障害者介護給付等事業費 9,082(914)

◎ 土木費

- ・道路直轄事業負担金 1,695(805)
- ・塩田町誉田町線事業費 895(792)

◎ 商工費

- ・中小企業金融対策事業費 30,396(△ 9,792)

◎ 総務費

- ・財政調整基金積立金 1,665(739)
- ・退職手当 7,473(168)

◎ 教育費

- ・小・中学校校舎等買収事業費 1,128(△ 2,418)
- ・小・中学校校舎等改修事業費 5,998(879)

◎ 消防費

- ・共同運用消防指令センター整備事業費 0(△ 3,062)

◎ 諸支出金

- ・市債管理基金借入金償還金 2,000(1,500)

イ 性質別

表8 一般会計歳出決算額（性質別、対前年度比較）

（単位：百万円）

区 分	平成25年度		平成24年度		増減額	増減率(%)
		構成比(%)		構成比(%)		
義 務 的 経 費	194,481	53.8	194,168	52.8	313	0.2
人件費	55,052	15.2	56,694	15.4	△ 1,642	△ 2.9
扶助費	83,737	23.2	80,856	22.0	2,881	3.6
公債費	55,692	15.4	56,618	15.4	△ 926	△ 1.6
投 資 的 経 費	30,454	8.5	32,674	8.9	△ 2,220	△ 6.8
普通建設(補助)事業費	13,959	3.9	12,596	3.4	1,363	10.8
普通建設(単独)事業費	16,489	4.6	19,531	5.3	△ 3,042	△ 15.6
災害復旧費	6	0.0	547	0.2	△ 541	△ 99.0
そ の 他 の 経 費	136,017	37.7	140,524	38.3	△ 4,507	△ 3.2
物件費	42,883	11.9	41,139	11.2	1,744	4.2
補助費等	26,272	7.3	26,462	7.2	△ 190	△ 0.7
投資・出資・貸付金	29,855	8.3	39,495	10.8	△ 9,640	△ 24.4
繰出金	27,429	7.6	25,428	6.9	2,001	7.9
その他	9,578	2.6	8,000	2.2	1,578	19.7
合 計	360,952	100.0	367,366	100.0	△ 6,414	△ 1.7

〈増減の主な理由〉

単位：百万円、（ ）は対前年度増減額

◎ 義務的経費

・ 人件費

職員給与 44,615(△ 1,789)

・ 扶助費

生活保護費 32,343(1,739)

障害者介護給付等事業費 9,082(914)

・ 公債費

利子 10,807(△ 514)

元金 44,879(△ 408)

◎ 投資的経費

・ 普通建設（補助）事業費

小・中学校校舎等改修事業費 4,970(2,030)

・ 普通建設（単独）事業費

共同運用消防指令センター整備事業費 0(△ 3,062)

◎ その他の経費

・ 物件費

家庭ごみ手数料徴収事業費 475(皆増)

指令通信業務費 583(372)

・ 投資・出資・貸付金

中小企業資金融資預託貸付金 29,200(△ 9,670)

・ 繰出金

国民健康保険事業特別会計繰出金 8,148(1,747)

介護保険事業特別会計繰出金 7,531(454)

3 特別会計（歳出決算額）

表9 特別・企業会計歳出決算状況（会計別、対前年度比較）（単位：百万円）

会 計	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率(%)
特別会計（14会計）	332,872	324,133	8,739	2.7
1 国民健康保険	105,519	102,973	2,546	2.5
2 介護保険	52,018	49,095	2,923	6.0
3 後期高齢者医療	7,824	7,545	279	3.7
4 母子寡婦福祉資金貸付	285	254	31	12.0
5 霊園	775	873	△ 98	△ 11.2
6 農業集落排水	493	464	29	6.2
7 競輪	12,496	12,235	261	2.1
8 中央卸売市場	1,009	1,028	△ 19	△ 1.8
9 都市計画土地区画整理	434	496	△ 62	△ 12.4
10 市街地再開発	4,970	2,812	2,158	76.8
11 動物公園	1,036	1,126	△ 90	△ 8.0
12 公共用地取得	742	762	△ 20	△ 2.5
13 学校給食センター	2,372	2,360	12	0.5
14 公債管理	142,899	142,111	788	0.6
企業会計（3会計）	68,219	71,003	△ 2,784	△ 3.9
1 病院	21,481	19,713	1,768	9.0
2 下水道	42,694	45,670	△ 2,976	△ 6.5
3 水道	4,044	5,619	△ 1,575	△ 28.0

※各会計毎に表示単位未満を四捨五入してあるので合計と一致しない場合がある。

〈主な事業〉

単位：百万円、（ ）は対前年度増減

（1）国民健康保険

- ◎ 保険給付費 62,205(1,217)
- ◎ 後期高齢者支援金 13,948(683)

（2）介護保険

- ◎ 保険給付費 49,311(3,314)

（3）競輪

- ◎ 開催費 12,245(409)
- 勝者投票券売上（歳入） 12,172(445)
- （H25 実質収支 341(273)）
- 一般会計への繰出金 14(△ 86)

（4）市街地再開発

- ◎ 公債費 2,122(1,544)
- ◎ 再開発事業費 2,745(615)

Ⅲ 平成25年度健全化判断比率等

1 健全化判断比率

表10 健全化判断比率（対前年度比較）（単位：％）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成25年度	—	0.83	18.4	248.0
平成24年度	—	2.59	19.5	261.1
増 減	—	△ 1.76	△ 1.1	△ 13.1
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(1) **実質赤字比率** ⇒ 一般会計等の実質収支における赤字額の標準財政規模※に対する割合

対象会計：一般会計等

（一般会計、母子寡婦福祉資金貸付事業、霊園事業、都市計画土地区画整理事業、市街地再開発事業、公共用地取得事業、学校給食センター事業、公債管理）

算定式：一般会計等実質赤字額／標準財政規模

算定結果：一般会計等の実質収支が2,724百万円の黒字となったため、実質赤字比率は発生しない。

※ 標準財政規模 地方公共団体における一般財源の標準的な規模を示すものであり、普通交付税の算定における標準税収入額等（市税、地方譲与税など）、普通交付税交付額、臨時財政対策債発行可能額を合算したものの。

(2) **連結実質赤字比率** ⇒ 全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合

対象会計：全18会計

算定式：連結実質赤字額／標準財政規模

連結実質赤字額：（実質赤字額＋企業会計資金不足額）－（実質黒字額＋企業会計資金剰余額）

係 数：
$$\frac{(9,894 \text{ 百万円} + 0 \text{ 百万円}) - (4,445 \text{ 百万円} + 3,735 \text{ 百万円})}{205,818 \text{ 百万円}}$$

$$= \frac{1,714 \text{ 百万円}}{205,818 \text{ 百万円}} = \underline{\underline{0.83\%}}$$

算定結果：実質赤字額の減・実質黒字額の増により連結実質赤字額が減少したこと等から、連結実質赤字比率は1.76ポイント減少し、0.83%となった。

(3) **実質公債費比率** ⇒ 公債費等の標準財政規模に対する割合

対象会計：公債費等の償還を有する会計

(一般会計、霊園事業、都市計画土地区画整理事業、市街地再開発事業、公共用地取得事業、公債管理、農業集落排水事業、中央卸売市場事業、動物公園事業、病院事業、下水道事業、水道事業)

算定式：
$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}^{\ast}) - (\text{特定財源} + \text{交付税算入公債費})}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入公債費}}$$
 の3か年平均

※ 準元利償還金
企業会計の元利償還金に対する繰出金や債務負担行為の償還金など。

係数：
$$\frac{(28,896 \text{ 百万円} + 42,378 \text{ 百万円}) - (11,298 \text{ 百万円} + 28,955 \text{ 百万円})}{205,818 \text{ 百万円} - 28,955 \text{ 百万円}}$$

$$= \frac{31,021 \text{ 百万円}}{176,863 \text{ 百万円}} = \underline{17.54\%} \text{ (25年度単年度)}$$

3か年平均：
$$(23 \text{ 年度} + 24 \text{ 年度} + 25 \text{ 年度}) / 3$$

$$= (18.24\% + 19.43\% + 17.54\%) / 3 = \underline{18.4\%} \text{ (小数点以下第2位切捨て)}$$

算定結果：元利償還金の減、標準財政規模の増等により、単年度比率は24年度に比べ1.89ポイント減少し、17.54%となり、3か年平均では1.1ポイント減少し、18.4%となった。

(4) **将来負担比率** ⇒ 全会計と関係団体の将来負担債務の標準財政規模に対する割合

対象：全18会計、都市整備公社

算定式：
$$\frac{(\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等})}{(\text{標準財政規模} - \text{交付税算入公債費})}$$

係数：
$$\frac{1,106,861 \text{ 百万円} - 668,086 \text{ 百万円}}{205,818 \text{ 百万円} - 28,955 \text{ 百万円}}$$

$$= \frac{438,775 \text{ 百万円}}{176,863 \text{ 百万円}} = \underline{248.0\%}$$

算定結果：将来負担額の減（債務負担行為支出予定額、退職手当見込額等）及び充当可能財源の増（基金、基準財政需要額算入見込額等）により実質的な将来負担額が減少したこと並びに標準財政規模が増加したことから、将来負担比率は13.1ポイント減少し、248.0%となった。

2 資金不足比率

○ 資金不足比率 ⇒ 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する割合

(単位：％)

区 分	法適用			法非適用		
	病院事業	下水道事業	水道事業	農業集落排水事業	中央卸売市場事業	動物公園事業
平成 25 年度	—	—	—	—	—	—
平成 24 年度	—	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.00					

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額（法適用）：（流動負債－控除未払金等）－（流動資産－控除財源）
（法非適用）：繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額
- ・ 事業の規模（法適用）：営業収益の額－受託工事収益の額
（法非適用）：営業収益に相当する収入額－受託工事収益に相当する収入額

会計毎の状況

対象となる 6 会計全てで資金不足は生じないため、資金不足比率は発生しない（黒字のためハイフン表示）

< 法適用 >

(単位：百万円)

	資金不足比率 e/f (%)	資金不足額 ※「資金不足」の場合は正数、「資金剰余」の場合は負数で表記 (a-b)-(c-d) e					事業の規模 f
		流動負債 a	控除未払金等 b	流動資産 c	控除財源 d		
病 院 事 業	—	△ 1,619	2,880	0	4,499	0	13,980
下 水 道 事 業	—	△ 1,206	5,224	129	6,301	0	21,501
水 道 事 業	—	△ 910	2,596	0	3,506	0	1,046

※黒字の場合は、資金不足比率をハイフンで表示

< 法非適用 >

(単位：百万円)

	資金不足比率 c/d (%)	資金不足額 a+b c		事業の規模 d
		繰上充用額 a	支払繰延額等 b	
農 業 集 落 排 水 事 業	—	0	0	59
中 央 卸 売 市 場 事 業	—	0	0	468
動 物 公 園 事 業	—	0	0	324

※黒字の場合は、資金不足比率をハイフンで表示

参 考 資 料

〔 平成 2 5 年度
決算概要 〕

(参考資料)

参考1 決算における財政指標等(普通会計)

区 分	25年度	24年度	前年度比較
実質収支 (単位：百万円)	2,725	1,025	1,700
標準財政規模 (単位：百万円)	205,818	202,328	3,490
財政力指数	0.946	0.951	△ 0.005
実質収支比率	1.3%	0.5%	0.8
経常収支比率	95.5%	97.5%	△ 2.0

参考2 基金残高の状況

(単位：百万円)

区 分	25年度末	24年度末	前年度比較	
全基金残高 (17基金)	120,484	103,045	17,439	
主 な 基 金	財政調整基金	3,685	2,075	1,610
	市債管理基金	106,941	91,250	15,691
	うち現金等	82,241	66,550	15,691
	うち債権 (一般会計貸付)	24,700	24,700	0

参考3 市債残高

(単位：百万円)

区 分	24年度末 現在高 (A)	25年度 発行額	25年度 償還額	25年度末 現在高 (B)	増減額 (B-A)
一般会計	721,057	39,975	44,879	716,153	△ 4,904
特別会計	35,186	48,133	51,028	32,291	△ 2,895
企業会計	301,873	11,290	16,304	296,859	△ 5,014
計	1,058,116	99,398	112,211	1,045,303	△ 12,813

(参考)

普通会計	736,919	40,388	45,968	731,339	△ 5,580
------	---------	--------	--------	---------	---------

参考4 市税等の収納状況

(単位：百万円)

区 分	予算現額	調 定 額	収 入 済 額	対調定 収納率 (%)		不納欠損額	収入未済額
				H25	H24		
市税	171,360	181,952	172,108 対予算 100.4%	94.6	93.6	1,343	8,589
市民税	81,279	87,805	82,218 対予算 101.2%	93.6	92.8	630	5,039
固定 資産税	64,369	67,769	64,435 対予算 100.1%	95.1	93.9	560	2,778
その他	25,712	26,378	25,455 対予算 99.0%	96.5	95.6	153	772
国民健康 保険料	22,734	30,291	22,306 対予算 98.1%	73.6	71.6	1,813	6,232
住宅 使用料	1,626	1,741	1,396 対予算 85.9%	80.2	77.1	24	326
下水道 使用料	13,885	15,478	14,642 対予算 105.5%	94.6	94.5	75	761
保育料	3,921	4,005	3,792 対予算 96.7%	94.7	94.4	10	204

※収入済額には、還付未済額を含む。

※下水道使用料は企業会計であるが、上記表では5月末時点の収納状況を記載。なお、3月末時点は、以下のとおり。

下水道 使用料	13,885	15,478	13,506 対予算 97.3%	87.3	87.4	75	1,897
------------	--------	--------	---------------------	------	------	----	-------

参考5 債権放棄の状況

千葉県債権管理条例（平成24年千葉県条例第7号）第7条の規定により放棄した債権（非強制徴収公債権及び私債権）。

会計	債権名	債務者数(件)	金額(千円)	適用条項
一般	PHS サービスに伴う基地局設置使用料	1	3	第5号
	PHS サービスに伴う基地局電気料	2	5	第5号
	子どもルーム利用料	462	13,847	第1号
		5	604	第3号
	延長保育料	161	3,164	第1号
	特定保育料	3	108	第1号
	家庭的保育利用料	2	41	第1号
	市営住宅使用料	59	23,682	第1号
	市営住宅駐車場使用料	30	2,329	第1号
	窓ガラス等損害賠償金	2	509	第1号
一般会計 計		727	44,292	
母子寡婦福祉資金貸付事業	母子寡婦福祉資金貸付金	4	3,118	第3号
学校給食センター事業	給食費収入	33	1,038	第1号
特別会計 計		37	4,156	
病院事業	市立病院診療費	361	11,138	第1号
企業会計 計		361	11,138	
合計		1,125	59,586	

【参考】千葉県債権管理条例（抜粋）

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 当該債権のうち、消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（当該時効期間満了後に債務者が当該債権につき一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。）。
- (2) 略
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 略
- (5) 自治令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、履行される見込みがないと認められるとき。